

令和元年6月26日成田市条例第6号

成田市建築審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定により、成田市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事、委員の任期その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでの職務を行う。

(招集)

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を招集しなければならない。
  - (1) 法（他の法令において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により同意を求められたとき。
  - (2) 法の規定により審査請求があったとき。
  - (3) 市長の諮問があったとき。
  - (4) 委員の半数以上から、審査会に付議する事案を示して、招集の請求があったとき。
- 3 前項各号に掲げる場合のほか、会長は、必要があると認めるときは、会議を招集することができる。

(会議)

第5条 会長は、会議の議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。